

苫小牧市立病院
売店運営事業者募集要項

令和7年1月

事務部経営管理課

苫小牧市立病院売店運営事業者募集要項

●目次

1	公募の目的	1
2	事業内容	1
3	整備条件	1
4	運営条件	2
5	行政財産目的外使用許可	4
6	応募方法・スケジュール	5
7	設置運営事業者の選定	5
8	その他	5

●添付書類	別紙 1－1	2階全体 平面図
	別紙 1－2	貸付区画 平面詳細図
	別紙 2	貸付区画 現況施設概要

苫小牧市立病院売店運営事業者募集要項

1 公募の目的

患者及び病院利用者へのサービス向上並びに職員の福利厚生の実現を図ることを目的として病院内に売店を設置し運営する事業者を公募型プロポーザルによって選定する。

2 事業内容

(1) 売店の設置方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び苫小牧市公有財産規則第 15 条に基づき行政財産目的外使用許可により売店を設置しその運営を行うものとします。

行政財産目的外使用許可の詳細については、下記「5 行政財産目的外使用許可」を参照してください。

(2) 設置場所

- ア 名称 苫小牧市立病院（苫小牧市清水町 1 丁目 5-20）
イ 設置場所 2 階 ※別紙 1-1 及び別紙 1-2 参照

(3) 貸付面積 129.52 m²

(4) 営業開始予定 令和 7 年 10 月 1 日

(5) 施設概要

- ア 病院規模 382 床（一般病床 378 床、感染症病床 4 床）
イ 診療科 23 診療科
ウ 患者数 令和 5 年度延入院数：77,131 人（1 日当入院数 210.7 人）
令和 5 年度延外来数：176,881 人（1 日当外来数 727.9 人）
【参考：コロナの影響以前（平成 30 年度）】
平成 30 年度延入院数：89,718 人（1 日当入院数 245.8 人）
平成 30 年度延外来数：193,336 人（1 日当外来数 792.4 人）
エ 職員数 775 人（令和 6 年 12 月 1 日現在）
オ 外来受付時間 8 時 45 分～17 時 15 分（一部受付時間が異なる診療科もあります）

3 整備条件

(1) 設置工事等

ア 運営事業者は企画提案内容に基づき、自らの責任と負担において必要な工事を行うこと。（工事期間は令和 7 年 4 月から令和 7 年 9 月までの間で、当院と協議して決定した期間とする。）

イ 設置場所に現存する、小上がり・収納・トイレ・手洗い器は現状のまま貸付時に引き渡しを行うが、運営の計画上、撤去または改修を要する場合は、当院と協議のうえ行うこと。

- ウ 運営事業者が設置した設備等については、自らの責任と負担において維持管理を行うこと。
- エ 外線電話等を設置する場合、設置費用、維持管理費、通信費は運営事業者の負担とする。
- オ 設置場所の現況については、別紙2「貸出区画 現況施設概要」参照

(2) 原状回復

- ア 運営事業者が施工した部分について、運営事業者の責任において退去時に原状回復すること。
- イ 上記(1)のイの設備を撤去・改修した場合の原状回復は求めない。ただし、法令に即した内装および各種設備が正常に機能していることは必須とする。
- ウ 退去時の原状回復に要する期間も使用許可期間に含むこととする。

(3) その他

- ア 建築工事や設備改修に要する費用や、退去時の原状回復に要する費用は、すべて運営事業者の負担により行うこと。
- イ 建築基準法及び消防法等関連法令を順守し、出店に係る必要な関係機関への申請・届出等については、運営事業者の負担により手続きを行うこと。
- ウ 倉庫や更衣室がないため、それを踏まえて計画すること。
- エ 病院施設であることを踏まえ、工事等における騒音・資材搬入経路・作業時間帯には十分配慮すること。
- オ 事故等が発生した場合は速やかに当院へ報告すること。

4 運営条件

(1) 営業日

年中無休（年末年始の休業は別途協議）

(2) 営業時間

7時30分から20時00分

※以上を基本とするが、運営事業者の提案により延長または短縮することが可能。

※病院施設の保守点検等により、上記のとおり営業できないことがあります。

(3) 販売価格

消費者のニーズに十分配慮した価格設定とすること。

(4) 売上額等の記録

当院が必要と判断し、報告を求めた場合に報告できるようにすること。

(5) 清掃及びごみの搬出等

店舗内部及び使用許可区画に係る清掃は自ら行い常に清潔を保つこと。

なお、店舗運営に伴い発生する廃棄物等は、運営事業者の責任において適切に処理すること。

(6) 防犯対策

営業時間終了後も含め、運営事業者の責任において防犯対策を講じること。

(7) 商品等の搬出入

商品の搬入および廃棄物の運搬は、当院が定めた経路を使用すること。

(8) 案内・看板等の表示

貸付場所以外において案内や看板等を設置する場合は、事前に当院と協議して許可を得ること。

(9) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、当院が定める対策を順守するよう努めること。

(10) 維持管理

ア 運営事業者は院内の風紀を乱さないよう配慮し、善良な管理者の注意をもって維持保存すること。

イ 使用区画及び使用区画内の各種設備については、運営事業者の責任により維持管理を行うこと。

(11) 権利の譲渡

運営事業者は使用許可に基づく権利を第三者に譲渡、転貸等しないこと。

ただし、運営会社がフランチャイズに委託する場合など、あらかじめ当院の承諾を得た場合は除く。

(12) 取扱商品

医療、健康の視点に立った商品、メニューを積極的に取り入れること。また、販売価格も含め、利用者のニーズに応えるよう努めること。

また、院内で薬・医療資材の提供があった方に対し、レジ袋のみの販売に対応すること。

ア 医療関連用品（衛生用品、介護用品等を含む。）

イ 入院関連商品（肌着、歯ブラシセット等）

ウ 食品、飲料、菓子類

エ 日用雑貨、新聞、雑誌等

オ 新聞雑誌類、切手、はがき、バスカード等

カ その他、病院利用者にとって利便性の向上につながる商品

※ たばこ（病院敷地内は全面禁煙）・酒類は販売しないこと。

(13) 付加サービス

利用者にとって利便性の向上に繋がるサービスの導入について積極的に検討し提案してください。

なお、以下はサービスの一例であり、実施を必須としているものではありません。

ア クレジットカード等、キャッシュレス決済への対応

イ 公共料金の支払い

ウ 宅配取次サービス

エ その他、病院利用者にとって利便性の向上につながるサービス

(14) 障がい者就労支援への取り組み

現在、苫小牧市では障がい者の就労支援に取り組んでおります。院内売店において障がい者を直接雇用したり、障がい者が制作した商品（パンなどの食品や雑貨類等）の販売コーナーを設けたり

するなど、障がい者就労支援に関する取り組みを積極的に検討し提案してください。

(15) ゼロカーボンに配慮した取り組み

ゼロカーボンに配慮した取り組みを検討し提案してください。

(16) その他

事故等が発生した場合は速やかに当院へ報告すること。

5 行政財産目的外使用許可

(1) 使用許可

選定された運営者は、上記「2 事業内容」のとおり、当院の使用許可を受けなければなりません。

(2) 使用許可期間

使用許可期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日とし、その後は年度毎に更新し、最大10年間（令和17年9月30日）まで更新可能とする。

(3) 使用許可の取り消し又は変更

(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は当該使用許可を取り消し又は変更します。

ア 災害等の発生により、当院が使用許可区画を必要とするとき。

イ 許可条件に違反する行為があると認められるとき。

なお、取り消した場合において、その取り消しにより運営者に損失が生じても、当院はその損失を補償しません。また、運営者は一切の補償の請求は行わないこととします。

(4) 使用料

本プロポーザルにより提案された額となります。

なお、提案下限額は行政財産使用料分であるため、提案額がこれを下回ることはできません。

【提案下限額】 85,483 円／月（税抜）

※貸付面積（129.52 m²）に令和7年度行政財産使用料単価：660 円/m²（税抜）を乗じた額

※行政財産使用料単価は3年毎に見直しとなります。

(5) 施設冷暖房料

年度毎に当院が決定する冷暖房料単価に貸付面積を乗じた額

※令和6年度の月額冷暖房料単価：136 円/m²（税抜）

(6) 上下水道及び電気料等

上下水道及び電気料、給湯使用料は運営者負担となりますので、個別メーターを設置してください。

(7) 損害賠償

ア 運営者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

せん。

ただし、現状に回復した場合はこの限りではありません。

イ 使用許可区画の使用にあたり、当院又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

6 応募方法・スケジュール

実施要領のとおり

7 設置運営事業者の選定

実施要領のとおり

8 その他

- (1) 応募書類の提出をもって、本要項に記載された事項を承認したものとみなし、提出後の書類の訂正は認めません。ただし、記載漏れ等につき、当院が補正を求めた場合は除きます。
- (2) 提出期限を過ぎた場合、募集要項に定める手続き等に違反した場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 応募者が本件の応募に関し、本件選定手続きの関係職員に対して接触することを禁じます。
また、応募者は書類の提出後、許可なく選定に係る書類を有する事務室への立ち入りを禁じます。
- (4) 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
- (5) 提出書類は、苫小牧市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- (6) 応募に係る費用はすべて応募者の負担とします。
- (7) 公募は、運営者の選定を目的とし、本業務の詳細は選定後の協議で確定します。
したがって、必ずしも提案内容に沿ってすべて実施するものではありません。
- (8) 本要項について疑義が生じた場合は、当院の解釈によります。